

# 東京の精神保健福祉

テーマ

## 入院者訪問支援事業

- 1 入院者訪問支援事業とは ～事業創設の背景とこの事業が目指すもの～ ..... ①  
 名雪 和美 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 特任研究員
- 2 入院者訪問支援事業の実践と展望  
 ～一般社団法人おかやま精神医療アドボケートセンターの取組から～ ..... ④  
 菅原 明美 美作大学 生活科学部 社会福祉学科 准教授  
 一般社団法人おかやま精神医療アドボケートセンター理事

1

### 入院者訪問支援事業とは ～事業創設の背景と この事業が目指すもの～

国立精神・神経医療研究センター  
 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部  
 特任研究員  
**名雪 和美**

#### 【はじめに】

令和4年12月16日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が公布され、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）についても一部改正が行われました。約10年ぶりの法改正であり、法の目的には、精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な



理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図ることが明確化され、地域生活支援の充実や、精神障害を有する方の希望やニーズに応じた支援体制の整備に向けた改正となっています。

入院者訪問支援事業は、令和6年4月1日施行の精神保健福祉法で新たに創設された事業です。精神科病院において、本人の同意に基づかない入院により治療を行っている患者さんについては、「その意思決定及び意思表示について代弁を含む実効性のある支援の在り方について検討する必要がある」とされた平成25年の精神保健福祉法改正時の附帯決議を受け、約10年にわたり調査研究やモデル事業等が行われ、その必要性や支援のあり方について検討が重ねられてきました。その上で厚生労働省が開催する検討会において、様々な立場の委員による議論を経て、法定化が実現したのです。

#### 【検討会における議論】

令和4年6月に報告書がまとめられた「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に

に向けた検討会<sup>1)</sup>における議論に基づき、都道府県等を中心として、市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する相談等に応じて、患者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要は場合には情報提供を行う支援体制を構築することが重要であることが確認されました。

### 1. 基本的な考え方

精神科病院でのケアのみで十分な人も多いと思われるが、いかに適切なケアが提供されていたとしても、さまざまな理由(職員への遠慮、入院に納得していない等)で病院職員とのコミュニケーションが難しい人もいたり、入院されている方々の状況として医療機関外の人との面会交流が途絶えやすいことから、第三者による支援が必要である。

### 2. 支援内容

訪問支援員は、精神科病院を訪問し、入院患者との面会交流を行うことと、生活に関する一般的な相談に応じ、患者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な場合には情報提供を行うことを基本とする。

これは、厚生労働科学研究「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究<sup>2)</sup>」において、入院中の精神障害者を対象とした権利擁護のあり方(個別相談支援を実施する体制、相談者(個別相談員(仮))の立場と役割、直接支援について、個別相談員(仮)養成のあり方等)に関して、当事者や精神保健医療福祉の従事者、司法関係者等、多方面の研究協力者による検討が重ねられ、各関係機関の合意のもと示された方向性に基づき定められたものです。

研究では、医療機関外の第三者が権利擁護のための役割を担う「個別相談員(仮)」の精神科病院への訪問等による支援を提供する仕組みの整理が行われ、具体的な支援内容については「入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業<sup>3)</sup>」において、その役割を「どんな時も常に本人の立場で気持ちや状況を理解し、必要

に応じて気持ちを伝える」と限定的に整理し、これを「意思の表明の支援」と定義した上で示された「寄り添って聴く」「寄り添って伝える」という考え方が反映されています。

## 【入院者訪問支援事業の概要】<sup>4)</sup>

### 1. 目的

「精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの」と定められています。

医療機関外の第三者(訪問支援員)が、入院中の患者さんと会話を交わし、話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、患者さんが自らの力を発揮できるよう、相手の立場に立って寄り添うものとされています。

### 2. 訪問支援員

訪問支援員は資格等の制限はなく、国で標準化された研修を受講し、都道府県等が任命した者(当事者や保健医療福祉の従事者、市民等)が担うことができるとされています。

その役割は、対象となる方からの求めに応じ入院中の精神科病院を訪問し、話を誠実かつ熱心に聞く(傾聴)ほか、入院中の生活に関する相談や、対象者自身が困りごとを解消できるよう、希望する支援を受けるためにはどうすればよいのかについて一緒に考え、必要な情報提供をすることです。

訪問支援員が対象者に代わって困りごとを解決すること、医療・介護・障害福祉サービス等の利用調整や、自らサービスを提供することはありません。

訪問支援員養成研修のカリキュラムは、精神保健医療福祉に関する制度や現状、精神科医療における障害者の権利擁護等について、具体的な研修内容が省令等で規定されています。厚生労働科学

研究「入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究」<sup>5)</sup>で作成された講義資料や講義動画、演習を円滑に進めるためのツール等が、厚生労働省ホームページ「入院者訪問支援事業」のページにダウンロード可能な資料として公開されています。

東京都においては、令和6年度に全3回の訪問支援員養成研修が行われ、約90名の方が修了者となりました。活動を希望される方は、訪問支援員としての任命を受けた上で、面会希望者の入院されている病院への訪問を行うこととなります。

### 3. 事業の周知

入院をされている方への事業の周知は、区市町村職員、退院後生活環境相談員等が担うことが想定されています。東京都においては、区市町村長同意の説明のための訪問時や、退院後生活環境相談員の選任の挨拶時に、事業を紹介するためのリーフレットを手渡し、事業について説明することを、都の担当課から区市町村や精神科病院に依頼しています。

### 4. 訪問支援員の派遣

訪問は、対象者から面会希望があった場合に調整を行うこととされています。医療機関の治療上の予定に配慮することも必要であるため、事務局が希望者の予定を確認した上で、病院職員と訪問日程を調整します。

派遣される訪問支援員は、事務局が調整を行い、2名一組で病院を訪問することとなります。

### 5. 事業に係る会議の設置

事業を円滑に進めるために、事業の実施内容の検討や見直し等を行い関係者の合意形成を図るための会議体（推進会議）、事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として実務者が協議するための会議体（実務者会議）の設置が求められており、今年度、東京都では、地方精神保健福祉審議会を活用した推進会議と精神科病院の管理者や職員、訪問支援員の国研修の受講者を委員とした実務者会議が開催されています。

今後は、当事者や訪問支援員としての活動経験者が実務者会議の委員に加わることで、事業の更

なる推進が期待されます。

## 【おわりに】

入院者訪問支援事業は、精神科病院の入院者に寄り添い、様々な想いを受け止め、時には必要な情報を届けることで、支援を希望された方が自らの力を発揮できるようになるための取組です。

歩み始めたばかりの事業ですが、改正法で明確化された「権利の擁護を図る」ことや、精神保健医療福祉に関する正しい知識の普及に資する取組となりうるものであると感じています。

皆で丁寧育てていくという気持ちを大切に、全国で入院者訪問支援事業の取組が進み、当たり前のことになっていくことを願っています。

## 【文献】

- 1) 厚生労働省 社会援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課. 地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書：厚生労働省, 2023
- 2) 藤井千代ほか. 令和3年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究 精神障害者の意思決定及び意思表明支援に関する研究 一入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究一, 2021
- 3) 支援の三角点設置研究会：平成26年度障害者総合福祉推進事業「入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」, 2014
- 4) 厚生労働省 社会援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課. 入院者訪問支援事業概要：厚生労働省, 2023
- 5) 藤井千代ほか. 令和4年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究 精神障害者の権利擁護に関する研究 一入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究一, 2022

## 2

### 入院者訪問支援事業の実践と展望 ～一般社団法人おかやま精神医療 アドボケイトセンターの取組から～

美作大学 生活科学部 社会福祉学科 准教授  
一般社団法人 おかやま精神医療アドボケイトセンター 理事

菅原 明美

## はじめに

2022年12月の精神保健福祉法改正により、「入院者訪問支援事業」が新設されました。この事業は2024年4月1日から開始され、都道府県・政令指定都市が任意で実施するものです。対象は、市町村長同意の医療保護入院者等で、外部の人との面会機会を提供し、適切な支援につなげることを目的としています。この法改正に先立ち、2022年12月に一般社団法人おかやま精神医療アドボケイトセンター（通称：「おぱっく」）が設立されました。「おぱっく」は2023年度から岡山市の委託を受け、2024年度からは岡山県の委託も受け、県内全域で訪問活動を実施しています。



本稿では、入院者訪問支援事業の概要、研修体制、訪問活動の実際を紹介し、今後の展望について書きます。

## 1. 入院者訪問支援事業とは

### 入院者の意思表示を支える取り組み

精神科病院に入院すると、外部との関わりが減り、自分の思いを伝える機会が少なくなります。しかし、それは入院者に意思がないということではなく、意思を表明する機会が限られているという現状が背景にあります。この課題を解決するために誕生したのが「入院者訪問支援事業」です。この事業では、研修を受けた訪問支援員（岡山で

は「アドボケイト」と呼称）が入院者と面話し、話をじっくり聴き、意思を尊重しながら支援することを目的としています。

### アドボケイトの役割とは

アドボケイトとは、入院者の意思表示を支援する第三者のことです。病院の職員（医師・看護師・精神保健福祉士など）とは異なり、独立した立場で活動するため、入院者が自由に話しやすい環境をつくることができます。

「アドボカシー（Advocacy）」は「権利擁護」や「代弁」と訳されますが、本事業では「声をあげること」として考えています。アドボケイトは、入院者の代わりに意見を伝えるだけでなく、本人が自ら意思表示できるように支援することが重要な役割です。そして、その思いが実現するよう、一緒に考え、行動するエンパワメント（力をつける）活動です。

## 2. おかやま精神医療アドボケイトセンター「おぱっく」の取り組み

### 研修体制と活動のひろがり

「おぱっく」は、弁護士・医師・看護師・精神保健福祉士などの協力を得て設立され、2023年7月に岡山で初のアドボケイト養成研修を実施しました。2025年2月までに計4回の研修を実施しています。研修の対象者は限定せず、福祉職、精神疾患の当事者、看護師、学生、弁護士、精神科医など多様な立場の人が参加可能としています。その理由は、アドボケイトの本質が「専門職としての支援」ではなく、「一般市民として、入院者の話に耳を傾けること」にあるためです。

研修では、参加者が互いの経験や価値観を共有しながら学ぶ機会を提供。グループワークを多用し、異なる立場の参加者同士が意見を交わす場を設けています。また、研修の冒頭で「それぞれの立場を尊重し、精神科入院者の権利擁護について学ぶ」というグランドルールを確認し、相互理解を深めるプロセスを大切にしています。

また、「おぱっく」では訪問活動以外にも電話相談を実施しています。2023年10月～2025年

12月に計87回の訪問活動、178件の電話相談を行いました。さらに、アドボケイト養成研修の他にも、登録者向けのフォローアップ研修を実施し、継続的な学びの機会を提供しています。加えて、全国の入院者訪問支援事業を実施する自治体とのネットワークづくりにも取り組んでおり、シンポジウムの開催や他県からの講師派遣にも積極的に対応しています。

### 3. 訪問活動の実際

#### 訪問活動の準備

事業開始にあたり、「アドボケイトの養成」と「病院職員への説明」の両方を同時に進める必要がありました。2023年7月に初回のアドボケイト養成研修を実施するとともに、精神科病院への説明を開始。「おぱつく」代表理事(精神保健福祉士)と運営委員(精神科医)が県内の精神科病院を訪問し、院長・看護部長らに事業の意義を説明しました。一部の病院からは「訪問が治療方針に影響を及ぼすのでは」「病院側に何か指摘や指導が入ることがあるのか」という懸念が示されましたが、アドボケイト活動が病院と対立するものではなく、入院者の意思表明を支援するものであることを丁寧に説明。その結果、2025年2月現在、県内に精神病床を有する23の病院(うち1病院は休床)のうち19の病院でポスター掲示が実現しました。

#### 訪問活動の流れ

##### 1. 入院者からの連絡

入院者が病棟内のポスターやパンフレットを見て、「おぱつく」に連絡。  
(岡山県・市では、入院形態にかかわらず、全入院者を対象としている)

##### 2. 電話受付と事前調整

事務局が入院者の氏名・相談内容を聞き、訪問担当アドボケイトへ共有。

##### 3. 訪問準備と実施

事務局が病院と訪問日時を調整し、アドボケイト2名が面会を実施。

#### 4. 活動記録の作成

訪問後、入院者の声を記録し、今後の支援の参考とする。

#### 5. 振り返り(オンライン)

訪問後、希望者向けにオンライン振り返りを実施。

#### アドボケイト活動の実践と振り返り

アドボケイト活動の中心は「傾聴」と「情報提供」であり、入院者のエンパワメントを目指すものです。例えば、「退院したいです。でも、家族からも病院職員からも反対されています」という訴えを聴くと、アドボケイト自身が支援のために行動しなければと感じることがあります。しかし、アドボケイトの役割は、入院者の意思を尊重しながら、本人自らが決定できるように寄り添うことであり、先回りして解決策を提示することではありません。

「おぱつく」では、訪問後、同行した2人のアドボケイトと研修担当者1名、事務局スタッフが、

こんな想いや願い ありませんか？

- 必要な情報を知らない
- 退院をしたい
- 外出したい
- 嫌な思いをしている
- 持ちたい
- 必要なみ
- 治療や薬の内容を教えてほしい
- 落ち着ける場所がない
- 治療や薬の内容を教えてほしい
- 弁護士に相談したい
- 面談を希望している
- お金はどうなっているか不安
- 人権侵害をされていると感じる
- 話を聞いてほしい

人は生まれながらにして、かけがえのない価値があり  
自分らしく生きる権利を持っています

私たちがあなたをサポートします

**086-899-8662**

毎週金曜日 13時～16時 祝日お休み ※通話料がかかります

ご本人のお話を聴くこと  
ご本人に権利を伝えること  
一緒に伝え方を考えること  
社会資源の情報提供  
弁護士等の情報提供  
相談は無料です

私たちはおかやま精神医療アドボケイトセンター「OPAC」おぱつくで活動している「アドボケイト」です。  
「精神科病院に入院されている方の権利や自由を守りたい。」  
「その意思を表明するサポートをしたい。」そんな思いを胸に活動をしています。

精神科アドボケイトとは？  
精神科病院に入院されている方をサポートして生活を助ける。困りごとの解決方法を一緒に考えたり、苦痛軽減を促す。心算に合わせたケアをあなたに提供できるように。病院の職員や医師に話すことはありません。安心して相談してください。

一般社団法人おかやま精神医療アドボケイトセンター  
Okiyama Psychiatric Care Advocacy Center / OPAC / 086-899-8662  
〒702-8022 岡山県岡山市南区福成3丁目6番22号  
E-mail: info@okayama-advocates.org

訪問後2週間以内に振り返りの時間を設けています。この振り返りは、訪問開始時に、アドボケイトから、「訪問後に『これで良かったのだろうか』と感ずることがある。その気持ちを整理する時間が欲しい」との要望を受け、始まりました。現在では、訪問者の約8割が活用しています。振り返りでは、「結局入院者の話を聞くだけで終わってしまったけれど、それで良かったのか」といった迷いや葛藤が共有されることが多くあります。この場を通じて、アドボケイトの役割を再確認し、活動の意義をあらためて見つめ直すことができます。

訪問を希望した入院者は、「退院したい」「(病院職員に)丁寧な対応をしてほしい」と最も多く語っています。訪問を受けた入院者には帰り際に、感想アンケートと返信用封筒を渡しています。現在の返信率は、約5割です。返信のなかには、「相談してみて、話していいんだと思った」と、自らの気づきを記してくださる方もいます。また、「アドボケイトに話せたことで、一歩を踏み出せた」という感謝のメールを事務局に送ってくださる方もいます。

アドボケイトの支援の効果はすぐに目に見えるものではありません。振り返りを重ねることで、活動の質を高めるとともに、実践のモチベーション維持にもつながっています。

## 4. 今後の展望

「おぱっく」が設立して、2年が経過しました。2025年2月9日に、岡山市内で、「入院者訪問支援事業シンポジウム ―入院者訪問支援事業は、日本の精神保健福祉にどんな未来をもたらすのか―」を開催し、オンライン、現地参加含め約300名の参加がありました。本シンポジウムでは、すでに事業を実施している札幌市、東京都、静岡県、和歌山県、岡山市からシンポジストが登壇し、各地の取り組みを紹介。その後、5年後の未来について熱く語り合いました。どの地域も課題は多いものの、実践を進めるなかで、新たな変革の兆しが生まれていることが共有されました。

入院者訪問支援事業は、入院者の権利擁護を促

進する大きな一歩ですが、これはゴールではなく、継続的な取り組みが求められます。近い未来には、より多くの地域でこの事業が展開され、根付き、その先には入院者が「自分の意思を自由に伝えられる環境」が当たり前になることを望んでいます。そのためには、事業の継続的な検証と改善を重ねながら、自治体や関係機関との連携を強化していくことが不可欠です。今後はこれまでの実践を基盤に、さらなる発展に向けた具体的な方策を講じていきます。

### 参考資料

藤井千代(研究代表者). 入院者訪問支援員養成研修研修資料. 令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究』, 2023年5月.



特別協賛

一般社団法人 東京精神科病院協会

法人会員情報

ご入会ありがとうございます

2025年3月末日現在

	法人名	施設名	自治体名
1	一般社団法人	東京精神神経科診療所協会	中野区
2	医療法人社団 光生会	平川病院	八王子市
3	医療法人社団 成仁	成仁病院	足立区
4	医療法人財団 鳶の木会	南晴病院	大田区
5	医療法人社団 敬聴会	祐天寺松本クリニック	目黒区
6	社会福祉法人 鶴風会	西多摩療育支援センター	武蔵村山市
7	医療法人社団 じうんどう	慈雲堂病院	練馬区
8	医療法人社団 ソラ	にしむらクリニック	国分寺市
9	医療法人社団	根岸病院	府中市
10	医療法人社団 良江会	久留米ヶ丘病院	東久留米市
11	医療法人社団 欣助会	吉祥寺病院	調布市
12	医療法人財団 厚生協会	東京足立病院	足立区
13		山本メンタルクリニック	立川市
14	医療法人社団 雄心会	山崎病院	清瀬市
15	一般社団法人	MHC リサーチ&コンサルティング	港区
16	医療法人社団 耕和会	五和貴診療所	墨田区
17	公益財団法人	井之頭病院	三鷹市
18	医療法人社団 薫風会	山田病院	西東京市
19	医療法人財団 青溪会	駒木野病院	八王子市
20	医療法人社団 正心会	よしの病院	町田市
21	医療法人社団 東京愛成会	高月病院	八王子市
22	医療法人財団 厚生協会	大泉病院	練馬区
23	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会	桜ヶ丘記念病院	多摩市
24	医療法人財団 良心会	青梅成木台病院	青梅市
25	医療法人財団 岩尾会	東京海道病院	青梅市
26	医療法人社団 天紀会	こころのホスピタル町田	町田市

引き続き法人会員の募集をしています。詳しくは奥付の入会案内をご覧ください。

# ホームページのご案内

東京都精神保健福祉協議会ではホームページを開設し、皆さまのお役に立つ情報を掲載しております。また会員専用ページも充実の内容となっております。

 <https://www.tokyo-mhw.jp/>

こちらのQRコードからご覧ください。



## 編集後記

本号では、精神保健福祉法令6年度改定で施行された入院者訪問支援事業を特集するにあたり、NCNP 名雪和美先生と美作大学 菅原明美先生にご執筆をいただきました。名雪先生には法について背景と目指すところを、菅原先生には実践について、大変わかりやすくご解説いただき感謝申し上げます。編集をしながら大変勉強になりました。当該事業が、入院患者さんの症状改善や早期退院、退院後の地域生活のQOL向上につながることを期待されます。最後になりますが、当会は、人格なき社団から正式な組織になることが議論されています。今後とも当紙が皆さまのお役に立てるよう編集者一同鋭意取り組んでまいります。(S.K)

## 東京都精神保健福祉協議会 入会のご案内

精神保健福祉向上に協力の意思のある方は、どなたでも入会できます。入会された場合、年2回のニュースレターや精神保健福祉に関する講演会のお知らせなどをお送りします。

会費 (入会金は不要です。)

個人 1,000円  法人 10,000円

多くの精神保健福祉に関心ある方や  
施設・法人の入会をお待ちしています。

入会の方法 事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ 東京都精神保健福祉協議会事務局 担当 鈴木 真理子

〒156-0057 東京都世田谷区上北沢2-1-1  
東京都立松沢病院内

TEL ▶ 03-3303-7211 (内)1014 FAX ▶ 03-3329-7586  
Mail ▶ tokyoshfk@gmail.com (院長室宛)

登録番号 (6) 156  
(通巻No.85) ISSN 1343-3830

### ●発行

令和7年3月発行  
東京都福祉局障害者施策推進部  
精神保健医療課  
〒163-8001  
新宿区西新宿二丁目8番1号  
TEL 03-5321-1111 (内) 33-173  
FAX 03-5388-1417

### ●編集

東京都精神保健福祉協議会事務局  
担当 鈴木 真理子  
〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-1  
東京都立松沢病院内  
TEL 03-3303-7211 (内)1014  
FAX 03-3329-7586 (院長室宛)

### ●印刷

杜陵印刷株式会社